

新	旧	備考
簡易通知型包括保険運用規程 平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00024 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日</u> 一部改正	簡易通知型包括保険運用規程 平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00024 沿革 <u>平成 23 年 3 月 30 日</u> 一部改正	
(輸出契約等の相手方の登録等) 第 1 条 日本貿易保険は、輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる一の契約（ただし、技術提供契約が含まれる場合を除く。以下「輸出契約等」という。）の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、当該代金の支払人とする。ただし、簡易通知型包括保険約款（平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022。以下「約款」という。）第 11 条第 1 号の危険をてん補する場合は、その両方とする。以下、本条において同じ。）の登録、保険金支払限度額の設定（増額する場合を含む。）又は仕向国の登録を、原則として申込みのあった月の翌月の 1 日に行う。	(輸出契約等の相手方の登録等) 第 1 条 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。ただし、約款第 11 条第 1 号の危険をてん補する場合は、その両方とする。以下、本条において同じ。）の登録、保険金支払限度額の設定（増額する場合を含む。）又は仕向国の登録を、原則として申込みのあった月の翌月の 1 日に行う。	
2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)	
(保険契約締結の申込みができる者等) 第 2 条 保険契約の対象とすることを予定している輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）に係る輸出契約等に基づく輸出又は販売（以下「輸出等」という。）の実績が保険契約の締結予定日の 17 月前からの 1 年間で 3 億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に年間 3 億円以上の貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規程に同意する者は、保険契約の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。	(保険契約締結の申込みができる者等) 第 2 条 保険契約の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出又は販売の実績が保険契約の締結予定日の 17 月前からの 1 年間で 3 億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に年間 3 億円以上の貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規程に同意する者は、保険契約の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。	
2 略	2 略	
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)	
(部門単位による契約条件の選択等) 第 4 条 約款第 3 条各号の規定による条件の選択は、保険契約の対象とすることを予定している輸出貨物等に係る輸出契約等に基づく取引実績額（既に保険契約を締結している者にあつては保険価額の年間合計額）が保険契約の締結予定日（既に保険契約を締結している者にあつては更改日）の 17 月前からの 1 年間で 100 億円	(部門単位による契約条件の選択等) 第 4 条 約款第 3 条各号の規定による条件の選択は、保険契約の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく取引実績額（既に保険契約を締結している者にあつては保険価額の年間合計額）が保険契約の締結予定日（既に保険契約を締結している者にあつては更改日）の 17 月前からの 1 年間で 100 億円以上の	

新	旧	備考
以上の保険契約者にあつては、部門ごとにする事ができる。	保険契約者にあつては、部門ごとにする事ができる。	
（保険成績調整係数の設定単位） 第5条 保険料率等規程別表第3の保険成績調整係数は、保険契約者ごととする。ただし、保険契約の締結に際し、保険契約の対象とすることを予定している <u>輸出貨物等</u> に係る輸出契約等に基づく取引実績額が保険契約の締結予定日の17月前からの1年間で100億円以上の場合は、証券記載の部門ごととすることができる。	（保険成績調整係数の設定単位） 第5条 保険料率等規程別表第3の保険成績調整係数は、保険契約者ごととする。ただし、保険契約の締結に際し、保険契約の対象とすることを予定している <u>貨物</u> に係る輸出契約等に基づく取引実績額が保険契約の締結予定日の17月前からの1年間で100億円以上の場合は、証券記載の部門ごととすることができる。	
第6条～第9条 （略）	第6条～第9条 （略）	
（保険関係の成立） 第10条 計上締め日が定められている場合、当該計上締め日から同締め日の属する月の月末までに行われた輸出契約等に基づく <u>輸出貨物等</u> の輸出等を行うことに係る船積確定通知の期限は、輸出契約等に基づく <u>輸出貨物等</u> の輸出等の日の属する月の翌々月の末日とする。	（保険関係の成立） 第10条 計上締め日が定められている場合、当該計上締め日から同締め日の属する月の月末までに行われた輸出契約等に基づく <u>貨物</u> の輸出又は販売を行うことに係る船積確定通知の期限は、輸出契約等に基づく <u>貨物</u> の輸出又は販売の日の属する月の翌々月の末日とする。	
2 （略）	2 （略）	
3 約款第8条第2項各号に定めるところにより確定前通知をする場合、その期限は以下の各号に従うものとする。 一 約款第8条第2項第1号から第4号の場合、確定前通知をすべき事由が発生してから30日以内 二 約款第8条第2項第5号又は第6号の場合、約款第23条第2項に従い事情発生通知又は約款第24条第2項に従い損失等発生通知を行う日	3 約款第8条第2項各号に定めるところにより確定前通知をする場合、その期限は以下の各号に従うものとする。 一 約款第8条第2項第1号から第4号の場合、確定前通知をすべき事由が発生してから30日以内 二 約款第8条第2項第5号又は第6号の場合、約款第23条第2項に従い事情発生通知又は約款第24条第4項に従い損失発生通知又は危険発生通知を行う日	
第11条～第13条 （略）	第11条～第13条 （略）	
（輸出契約等の内容の変更等） 第14条 <u>約款第29条第1項に規定する内容変更等通知期限とは、一の船積確定通知又は確定前通知毎に、船積月の翌月1日に決済期間（船積日から代金の決済期限までの期間として通知が行われたもののうち最も長い期間をいう。）を加えた日とする。</u>		
2 <u>約款第29条第2項に規定する保険関係変更効力発生日とは、次の各号に定める日とする。</u> 一 <u>船積日から代金の決済期限までの期間の変更</u> 輸出契約等において当該内容の変更等が生じた日 二 <u>前号に該当する場合以外</u> 約款第29条第1項に規定する通		

新	旧	備考
知を日本貿易保険が受理した日		
第15条～第18条 (略)	第14条～第17条 (略)	
(輸出契約等の締結日) 第19条 輸出契約等の締結日は、以下の各号の日とする。 一～四 (略) 五 プロフォーマ・インボイス又は見積書に対し信用状(以下「<u>L/C</u>」という。)が開設された場合(<u>L/C</u>上でプロフォーマ・インボイス 又は 見積書の番号等の照合できるとき)においては、<u>L/C</u>の受領日 六 <u>L/C</u>が契約に先行して開設され、<u>L/C</u>の受領に対し輸出者等側の片サインの輸出契約書等で契約を成立させる場合(<u>L/C</u>でプロフォーマ・インボイス又は見積書の番号等がリファーされていないとき)においては、輸出契約書等の作成日。ただし、<u>L/C</u>開設日と輸出契約書等の作成までの期間が2月以内であること。 七 輸出者等側の片サインの輸出契約書等に対し <u>L/C</u> が開設された場合(<u>L/C</u>が当該契約に基づくものであることを確認できること。)においては、<u>L/C</u>受領日 八～十 (略)	(輸出契約等の締結日) 第18条 輸出契約等の締結日は、以下の各号の日とする。 一～四 (略) 五 プロフォーマ・インボイス又は見積書に対し信用状(以下「<u>L/C</u>」という。)が開設された場合(<u>L/C</u>上でプロフォーマ・インボイス 又は 見積書の番号等の照合できるとき)においては、<u>L/C</u>の受領日 六 <u>L/C</u>が契約に先行して開設され、<u>L/C</u>の受領に対し輸出者等側の片サインの輸出契約書等で契約を成立させる場合(<u>L/C</u>でプロフォーマ・インボイス又は見積書の番号等がリファーされていないとき)においては、輸出契約書等の作成日。ただし、<u>L/C</u>開設日と輸出契約書等の作成までの期間が2月以内であること。 七 輸出者等側の片サインの輸出契約書等に対し <u>L/C</u> が開設された場合(<u>L/C</u>が当該契約に基づくものであることを確認できること。)においては、<u>L/C</u>受領日 八～十 (略)	
(決済期限の解釈) 第20条 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一～五 (略)	(決済期限の解釈) 第19条 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一～五 (略)	
2 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金の決済に手形が振り出されない場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一～三 (略)	2 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出されない場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一～三 (略)	
3 前2項の規定にかかわらず、代金が <u>L/C</u> により決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一 一覧払の場合には、手形又は船積書類を <u>L/C</u> の開設銀行が受領した日	3 前2項の規定にかかわらず、代金等が <u>L/C</u> により決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一 一覧払の場合には、手形又は船積書類を <u>L/C</u> の開設銀行が受領した日	

新	旧	備考
二 前号に規定する日が明らかでない場合には、手形又は船積書類を <u>L/C</u> の買取銀行又は取立銀行に提出した日から2週間を経過した日 三 一覧後定期払の場合には、前2号の規定による日に当該 <u>L/C</u> で定められたユーザンス期間を加えた日	二 前号に規定する日が明らかでない場合には、手形又は船積書類を <u>L/C</u> の買取銀行又は取立銀行に提出した日から2週間を経過した日 三 一覧後定期払の場合には、前2号の規定による日に当該 <u>L/C</u> で定められたユーザンス期間を加えた日	
4～5 (略) (増加費用保険の取扱い) 第 <u>21</u> 条 1～3 (略)	4～5 (略) (増加費用保険の取扱い) 第 <u>20</u> 条 1～3 (略)	
4 子会社等（「海外商社の与信管理について」（平成13年4月1日01－制度－00064。以下「与信管理規程」という。）第 <u>9</u> 条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第11条第3号における「運賃又は保険料の増加額を被保険者が新たに負担することとなったこと」とは、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。	4 子会社等（「海外商社の与信管理について」（平成13年4月1日01－制度－00064。以下「与信管理規程」という。）第 <u>8</u> 条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第11条第3号における「運賃又は保険料の増加額を被保険者が新たに負担することとなったこと」とは、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。	
第 <u>22</u> 条 (略) (<u>決済期限前の決済及びフォーフェイティングの取扱い</u>) 第 <u>23</u> 条 決済期限前に決済が行われたことは、<u>輸出契約等における内容変更等とみなす。</u> <u>2 フォーフェイティングが実行されたことは、約款第32条第2項に規定する合理的理由による保険期間の短縮に該当する。ただし、輸出契約等全体について実行された場合に限る。</u>	第 <u>21</u> 条 (略) (<u>決済期限前の決済</u>) 第 <u>22</u> 条 決済期限前に決済が行われたことは、約款第32条第2項の合理的理由による保険期間の短縮に該当する。	
(<u>告知事項</u>) 第 <u>24</u> 条 約款第28条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。 一 <u>輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上遅延が発生したことがある。</u>		

新	旧	備考
<u>二 輸出契約等の相手方又は代金の支払人が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</u>		
第 25 条 (略)	第 23 条 (略)	
(損失等発生通知書の提出時期) 第 26 条 損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。 一 約款第 11 条第 1 号のてん補危険の場合にあっては、次条に規定する事故発生日以降に提出する。 二 約款第 11 条第 2 号又は第 3 号のてん補危険の場合にあっては、次条に規定する事故確定日以降に提出する。	(損失発生通知書等の提出時期) 第 24 条 損失発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。 一 約款第 11 条第 1 号のてん補危険の場合にあっては、次条に規定する事故発生日以降に提出する。 二 約款第 11 条第 2 号又は第 3 号のてん補危険の場合にあっては、次条に規定する事故確定日以降に提出する。	
(事故発生日及び事故確定日) 第 27 条 約款第 11 条第 1 号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一～三 (略) 四 輸入の禁止、為替取引の禁止、外為法による貨物の輸出等の禁止その他これらに準ずる事由による場合は当該禁止措置が実施された日を事故発生日及び事故確定日とする。ただし、当該禁止措置等が一時的であると認められる場合は、第 1 号に準じて日本貿易保険が当該禁止措置が実施された日以外の日を定めることがある。	(事故発生日及び事故確定日) 第 25 条 約款第 11 条第 1 号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一～三 (略) 四 輸入の禁止、為替取引の禁止、外為法による貨物の輸出の禁止その他これらに準ずる事由による場合は当該禁止措置が実施された日を事故発生日及び事故確定日とする。ただし、当該禁止措置等が一時的であると認められる場合は、第 1 号に準じて日本貿易保険が当該禁止措置が実施された日以外の日を定めることがある。	
2～4 (略)	2～4 (略)	
(輸出等不能事故に係る損失防止軽減義務) 第 28 条 約款第 11 条第 1 号のてん補危険に係る損失防止軽減義務のうち、輸出貨物等の処分は、事故確定日以後行わなければならない。ただし、日本貿易保険が特に必要と認める場合にあっては、事故確定日以前に<u>輸出貨物等</u>の処分を行うことができる。	(輸出等不能事故に係る損失防止軽減義務) 第 26 条 約款第 11 条第 1 号のてん補危険に係る損失防止軽減義務のうち、<u>輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）</u>の処分は、事故確定日以後行わなければならない。ただし、日本貿易保険が特に必要と認める場合にあっては、事故確定日以前に<u>貨物</u>の処分を行うことができる。	
(保険金の条件付支払の取扱い) 第 29 条 <u>約款第 36 条第 2 項</u>に規定する保険金の条件付支払に際して付す条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、<u>輸出契約等に基づいて輸出することができなくなった輸出貨物、販売することができなくなった仲介貿易貨物</u>	(保険金の条件付支払の取扱い) 第 27 条 <u>約款第 38 条</u>に規定する保険金の条件付支払における条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、<u>日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一</u>	

新	旧	備考
<u>(以下「輸出等不能貨物」という。)又は輸出契約等に基づいて代金を回収することができなくなった貨物(以下「代金回収不能貨物」という。)</u>について、他の債権におけるのと同じの合理的措置を講ずることとし、<u>また、日本貿易保険が求めた場合は、当該輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の状態について報告すること。</u> 二 被保険者は、<u>輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。</u> 三 被保険者は、<u>輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。</u> 四 被保険者は、<u>輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物を処分し、又は輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物が滅失し損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第 16 条の規定によりあらためて算出した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。</u>この場合において、被保険者が第 1 号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができること。	切の合理的な措置を講ずることとし、日本貿易保険が求めた場合は、当該<u>輸出貨物等</u>の状態について報告しなければならない。 二 被保険者は、<u>輸出貨物等</u>を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。 三 被保険者は、<u>輸出貨物等</u>の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。 四 被保険者は、<u>輸出貨物等</u>を処分し、又は<u>輸出貨物等</u>が滅失し損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第 16 条の規定によりあらためて<u>算定した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。</u>この場合において、被保険者が第 1 号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができること。 五 <u>保険金の支払があった後 6 月を経過した後においても被保険者が処分しなかった輸出貨物等がある場合においては、日本貿易保険は、保険金の支払の際に当該貨物を処分して回収し得べき金額と認めた金額を変更することができるものとし、その変更された額を基礎として約款第 16 条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者は、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付するものとする。</u>	
2 <u>約款第 36 条第 3 項に規定する保険金の支払に際して付す条件は、次の各号とする。</u>		

新	旧	備考
<u>一 被保険者は、取得し得べき金額を回収するために、他の債権におけるのと同じの一切の合理的措置を講ずること。</u> <u>二 被保険者は、取得し得べき金額の回収を妨げる事由又は当該金額を変更する事由が発生し、取得し得べき金額の全部又は一部が回収できないことが明らかとなった場合、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知すること。</u> <u>三 前号の場合、日本貿易保険は、取得し得べきと認めた金額を変更し、当該変更後の金額を基礎として約款第 16 条の規定によりあらためて算出した日本貿易保険がてん補すべき額が、条件を付して支払った保険金の額を超過する場合、日本貿易保険はその差額に相当する金額を被保険者に対して支払うこと。ただし、前号の事由が、被保険者が第 1 号に基づく義務の履行を怠ったことにより発生した場合はこの限りでない。</u>		
(保険金の概算払の取扱い) 第 30 条 約款第 38 条に規定する保険金の概算払（以下「概算払」という。）は、設備並びにその部分品に限るものとする。	(保険金の概算払の取扱い) 第 28 条 約款第 39 条に規定する保険金の概算払（以下「概算払」という。）は、設備並びにその部分品に限るものとする。	
2 保険金の概算払の条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、<u>輸出等不能貨物の処分その他、他の債権におけるのと同じの一切の合理的な措置を講ずることとし、3 月ごとに、輸出不能貨物の状態について報告すること。</u> 二 被保険者は、<u>輸出等不能貨物</u>を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。 三 被保険者は、<u>輸出等不能貨物</u>の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。 四 被保険者は、<u>輸出等不能貨物</u>を処分し、又は<u>輸出等不能貨物</u>が滅失し損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第 16 条の規定により<u>算出</u>した日本貿易保険がてん補すべき額が、概算で支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者はその差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付し、当該算定額が概算で支払を受けた保険金の額を超えるときは日本貿易保険は保険金の追加払を行う。	2 保険金の概算払の条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、<u>輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、3 月ごとに、輸出貨物等の状態について報告すること。</u> 二 被保険者は、<u>輸出貨物等</u>を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。 三 被保険者は、<u>輸出貨物等</u>の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。 四 被保険者は、<u>輸出貨物等</u>を処分し、又は<u>輸出貨物等</u>が滅失し損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第 16 条の規定により<u>算定</u>した日本貿易保険がてん補すべき額が、概算で支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者はその差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付し、当該算定額が概算で支払を受けた保険金の額を超えるときは日本貿易保険は保険金の追加払を行う。	

新	旧	備考
五 被保険者が<u>輸出等不能貨物</u>の処分をしなかった場合においても概算で保険金を支払った後1年6月を経過した場合は、精算を行うこと。ただし、必要と認められる場合は、この期間を6月に限り延長できるものとする。 六 前2号の保険金の精算にあたっては、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。 七 被保険者は、輸出契約等に基づいて<u>輸出等不能貨物</u>の輸出等をしたときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、当該輸出等をした<u>輸出等不能貨物</u>の代金の額に対応する概算払保険金を返還すること。 八 被保険者は、第4号及び前号の条件に基づき納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ当該金額について年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付すること。 九 <u>第4号又は第5号の保険金の精算をしようとする被保険者は約款第41条第1項に規程する権利行使等の委任についての委任状（ただし、同条第1項本文括弧書きの場合は、同項に定義する担保権者等の同意が得られた場合に限る。）を日本貿易保険に提出すること。なお、約款第47条に基づく委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本項に基づく委任状が提出されているものとみなす。</u>	五 被保険者が<u>輸出貨物</u>の処分をしなかった場合においても概算で保険金を支払った後1年6月を経過した場合は、精算を行うこと。ただし、必要と認められる場合は、この期間を6月に限り延長できるものとする。 六 前2号の保険金の精算にあたっては、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。 七 被保険者は、輸出契約等に基づいて<u>輸出貨物等</u>を輸出等したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、当該輸出等した<u>貨物</u>の代金<u>等</u>の額に対応する概算払保険金を返還すること。 八 被保険者は、第4号及び前号の条件に基づき納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日<u>の翌日</u>までに納付しなかったときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ当該金額について年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付すること。	
	<u>（権利行使等の委任）</u> 第29条 被保険者は、日本貿易保険が別の意思表示を行わない限り、<u>保険金請求前に約款第43条第1項の申込を受けたものとして、原則として保険金請求に合わせて約款第43条第3項の権利行使等の委任を行うものとする。</u>	
<u>（輸出等不能事故及び増加費用に係る換算率）</u> 第31条 約款第11条第1号及び第3号のてん補危険に係る約款第15条の金額にあつては、約款第<u>48</u>条第3項の規定にかかわらず、	<u>（輸出等不能事故及び増加費用に係る換算率）</u> 第30条 約款第11条第1号及び第3号のてん補危険に係る約款第15条の金額にあつては、約款第<u>44</u>条第3項の規定にかかわらず、	

新	旧	備考
その額が確定した日における外国為替相場（約款第 <u>48</u> 条第 1 項第 1 号の外国為替相場をいう。以下同じ。）により邦貨に換算するものとする。ただし、約款第 15 条第 1 号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。	その額が確定した日における外国為替相場（約款第 <u>44</u> 条第 1 項第 1 号の外国為替相場をいう。以下同じ。）により邦貨に換算するものとする。ただし、約款第 15 条第 1 号又は第 <u>2</u> 号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。	
2 前項において「その額が確定した日」とは、次の各号の日をいう。 一 輸出等をすることができなかった<u>輸出貨物等</u>を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該<u>輸出貨物等</u>の「処分に要すべき費用」については当該<u>輸出貨物等</u>の処分契約の締結日、当該<u>輸出貨物等</u>の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日 二 輸出等をすることができなかった<u>輸出貨物等</u>を処分していない場合において、「当該輸出貨物等の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から 2 月を経過した日	2 前項において「その額が確定した日」とは、次の各号の日をいう。 一 輸出等をすることができなかった<u>貨物</u>を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該<u>貨物</u>の「処分に要すべき費用」については当該<u>貨物</u>の処分契約の締結日、当該<u>貨物</u>の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日 二 輸出等をすることができなかった<u>貨物</u>を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から 2 月を経過した日	
第 <u>32</u> 条 （略） <u>附 則</u> この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。	第 <u>31</u> 条 （略）	
別表（第 6 条、第 13 条関係） （略）	別表（第 6 条、第 13 条関係） （略）	